

京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和3年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第76号

京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第19条第1項各号列記以外の部分中「及び区役所」を削る。

別表カドミウムの項中「0.01ミリグラム」を「0.003ミリグラム」に、「K010255」を「K010255.2, 55.3又は55.4」に改め、同表トリクロロエチレンの項中「0.03ミリグラム」を「0.01ミリグラム」に改める。

附 則

この規則中第19条の改正規定は公布の日から、別表の改正規定は令和3年4月1日から施行する。

(環境政策局循環型社会推進部廃棄物指導課)